

# 会員規程

2010年9月18日臨時總會承認  
改定 2018年6月9日定時社員總會承認  
改定 2020年6月13日定時社員總會承認  
改定 2024年6月8日定時社員總會承認  
改定 2025年6月7日定時社員總會承認

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会の会員に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (種別)

第2条 会員は次の2種とし、社員会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 社員会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) サポート会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

## (入会)

第3条 この法人に入会を希望する個人又は団体は、この法人の目的に賛意を表し、所定の入会申込書を会長に対し提出しなければならない。

- 2 社員会員の入会及びサポート会員から社員会員への種別の変更は、会長に対し提出し理事会の承認を受けなければならない。

## (権利)

第4条 社員会員及びサポート会員は、この法人の事業に参加することができる。

- 2 社員会員は、社員總會における議決権を有する。
- 3 社員会員は、理事の選挙権を有する。

## (会費)

第5条 会員は、その種別に応じて事業年度ごとに次の会費を納入しなければならない。

- (1) 社員会員 一括納入、又は、年間2回、6回若しくは12回の分割納を選択でき、一括納入については年額1万円以上の任意額、分割納入については分割回数に応じてそれぞれ1回あたり5000円、2000円若しくは1000円以上の任意額。ただし、事業年度の途中で入会した社員会員が分割納入を選択した場合、当該事業年度内において納入しなければならない会費は、入会した月を初回の納入月として当該事業年度内に納入月の到来する納入額の合計額とする。
- (2) サポート会員 一括納入、又は、年間2回、6回若しくは12回の分割納入

を選択でき、一括納入については年額5000円以上の任意額、分割納入については分割回数に応じてそれぞれ1回あたり2500円、1000円若しくは500円以上の任意額。ただし、事業年度の途中で入会したサポート会員が分割納入を選択した場合、当該事業年度内において納入しなければならない会費は、入会した月を初回の納入月として当該事業年度内に納入月の到来する納入額の合計額とする。

- 2 前項に定める会費のうち、用途を特定しないで徴収した会費については、少なくともその2分の1以上を定款第4条第1項に定める事業のうち公益目的事業に充てなければならない。

(会費等の不返還)

第6条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しないものとする。

(任意退会)

第7条 社員会員及びサポート会員は、その旨を会長に届け出ていつでも任意に退会することができる。

(除名)

第8条 社員会員の除名は、定款第9条の定めによる。

- 2 サポート会員がこの法人の名誉又は信用を傷つける行為をしたときは、理事会の決議によって当該サポート会員を除名することができる。

3 前項の場合、当該サポート会員には理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 社員会員資格の喪失は、定款第10条の定めによる。

- 2 サポート会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第5条に規定する会費につき、各事業年度に納入すべきものの納入義務を、当該事業年度末日までに履行しなかったとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経るものとする。

付則

(施行期日)

第1条 この規程は、公益社団法人設立の登記の日(2011年4月1日)から施行

する。

(経過措置)

第2条 第5条第1項2号に定めるサポート会員 年額5000円以上の任意額は、  
2003年3月以前からの会員については当分の間年額3000円以上の任意額とする。

改正付則（2024年 6月8日）

第1条 この改正は2025年4月1日から施行する。

第2条 2024年6月8日以前からのサポート会員であって2024年4月1日時点で18歳未満の者の会費のうち当該会員の満18歳の誕生日を含む事業年度までのものについては、第5条1項2号の規定にかかわらず、年額2000円以上の任意額とする。